

**「中央新幹線天竜川橋りょうほか新設工事における環境保全について（高架橋工事）」
に対する助言と事業者の対応方針**

長野県からの助言	事業者の対応方針
<p>1 全般</p> <p>(1) 工事の実施に当たっては、環境保全の計画に記載した環境保全措置を確実に実施するとともに、現況を大きく悪化させないよう必要に応じて追加の環境保全措置を行い、地域住民等の生活環境及び自然環境への影響を回避又は最大限低減するように努めること。</p>	<p>これまでも申し上げてきた通り、工事の実施に当たっては、「中央新幹線天竜川橋りょうほか新設工事における環境保全について（高架橋工事）」（以下「環境保全について」という。）に記載の環境保全措置を確実に実施し、地域住民の方々の生活環境及び自然環境への影響を事業者として実行可能な範囲内で回避又は低減するべく努めます。</p>
<p>(2) 工事や環境保全措置の実施に当たっては、地域住民、周辺河川の河川管理者、下伊那漁業協同組合等の関係者と十分に協議を行うこと。</p>	<p>工事や環境保全措置の実施に当たっては、引き続き、地域住民の方々、河川管理者である国土交通省中部地方整備局や長野県、下伊那漁業協同組合をはじめとする関係者に対して適宜ご説明するとともに、必要な協議を行い、ご理解を得ながら進めていきます。</p>
<p>(3) 工事や環境保全措置の実施状況、モニタリングの結果等を引き続き積極的に公表するとともに、橋りょう工事も含めた天竜川橋りょうほか新設工事全体の影響等も含めて地域住民に対して丁寧に説明すること。</p>	<p>橋りょう工事も含めた中央新幹線天竜川橋りょうほか新設工事全体の計画や施工状況、工事の影響については、本事業における他の工事箇所同様、関係する地区への説明会や回覧等を通じ、適宜ご説明しています。今後の橋りょう工事（飯田市側）の追加に際しても、必要に応じ、地元自治体や地域住民の方々への丁寧な説明に努めます。</p> <p>また、環境保全措置の実施状況やモニタリングの結果等は、他の工事箇所と同様に年度毎に取りまとめ、長野県及び関係自治体へ報告する他、当社ホームページへも掲載します。</p>

**「中央新幹線天竜川橋りょうほか新設工事における環境保全について（高架橋工事）」
に対する助言と事業者の対応方針**

長野県からの助言	事業者の対応方針
<p>2 大気質、騒音、振動</p> <p>工事施工ヤードが住居等に隣接していることから、工事の実施及び工事用車両の運行に係る騒音や粉じん等について、想定される影響の程度、環境保全措置の具体的な内容や期待される効果を明らかにするとともに、地域住民に対して丁寧に説明すること。</p>	<p>工事の実施及び工事用車両の運行に係る騒音や粉じん等の影響については、「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【長野県】平成26年8月」（以下、「評価書」という。）において予測を行い、竜東一貫道路における工事用車両の運行に係る騒音を除き、基準又は目標との整合が図られていると評価しました。また、竜東一貫道路における工事用車両の運行に係る騒音は、現況の騒音レベルが既に基準を超過しているものであり、当社の工事用車両の運行に伴う寄与はほとんどありません。工事の実施及び工事用車両の運行にあたっては、「環境保全について」に記載の環境保全措置を確実に実施することにより、事業者として実行可能な範囲内で環境影響を低減するべく取り組んでいきます。</p> <p>また、環境保全措置の具体的な内容や期待される効果は、「環境保全について」に記載のとおりであり、工事説明会等を通じ、地域住民の方々にご説明しています。地域住民の方々にご理解を深めていただけるよう、今後も、分かりやすく丁寧な説明に努めます。</p>
<p>3 水環境</p> <p>(1) 工事施工ヤードからの排水が魚類等の水生生物に影響を及ぼす可能性があるため、環境保全の計画に記載の環境保全措置を確実に実施し、適切に処理を行った上で放流するとともに、未処理水が降雨等により排水されないよう十分配慮すること。</p>	<p>工事施工ヤードからの排水は、未処理水が降雨等により排水されないよう、コンクリート打設に伴うアルカリ分を含む排水を確実に集水し中和処理装置により処理するなど、「環境保全について」に記載の環境保全措置を実施し、適切に処理を行った上で公共用水域へ放流します。</p>
<p>(2) 土井場沢川付近の高架橋下部工の施工時に水路等の切回しを実施することとされているため、切回し等による水質への影響が低減されていることをモニタリング等により確認すること。また、万が一、切回し等による効果が十分に得られない場合の対策についても事前に検討すること。</p>	<p>土井場沢川付近の高架橋下部工の施工時には、環境保全措置として、水路等の切回しを確実に実施することから、工事による水質への影響は小さいと考えています。また、水路等の切回しの効果は、「環境保全について」に記載のモニタリングにより確認し、その効果が十分に得られない場合には、追加の対策を検討します。</p>

**「中央新幹線天竜川橋りょうほか新設工事における環境保全について（高架橋工事）」
に対する助言と事業者の対応方針**

長野県からの助言	事業者の対応方針
<p>(3) モニタリングについては、工事施工ヤードからの排水による影響を適切に把握できるよう、調査地点、調査頻度等を再検討すること。</p>	<p>工事施工ヤードからの排水は、適切に処理し、排水基準等に適合したことを確認できたもののみを公共用水域へ放流します。</p> <p>河川の水質のモニタリングに際しては、工事施工ヤードからの排水による天竜川への影響を適切に把握するため、工事施工ヤードからの排水が集まる天竜川に調査地点を設定し、河川の流量が少なく水質への影響が大きいと考えられる低水期に調査を実施する考えです。実際のモニタリングに当たっては、この考え方を踏まえつつ現地状況を勘案し、適切な調査地点を選定します。なお、河川の水質のモニタリング結果が環境基準を超える等の異常が確認された場合には、天竜川の上流側を含めて再測定を実施します。</p>
<p>(4) 掘削基盤からの浸透水や湧水対策を明らかにするとともに、鋼矢板の打込や引抜により地盤沈下が発生しないよう十分に留意すること。</p>	<p>掘削基盤からの浸透水や湧水は集水し、必要に応じ中和処理装置及び沈砂池で処理したうえで、公共用水域へ放流します。また、鋼矢板の打込みや引抜きに際しては、周囲の状況を確認し、地盤沈下が発生しないよう十分に留意して工事を施工します。</p>
<p>4 土壌汚染、地形及び地質</p> <p>(1) 汚染のおそれのある土壌に遭遇した場合に環境保全措置を行うとしているが、具体的にどのような場合に行うのか明らかにすること。</p>	<p>工事中に刺激臭、悪臭又は異常な色を呈した土壌や地下水を確認する等、汚染のおそれがある土壌に遭遇した場合には、有害物質の有無や汚染状況等を確認します。</p>
<p>(2) 伊那層群の中に存在するミソベタ部層は地域の地下水にとって重要な役割を担っているため、工事の実施に当たって留意すること。また、計画路線が伊那層群を通過すると想定される天竜川右岸側における今後の保全計画の策定に当たっては、ミソベタ部層の空間的な分布を把握した上で、工事による影響を明らかにすること。</p>	<p>「環境保全について」及び「中央新幹線天竜川橋りょうほか新設工事における環境保全について（天竜川橋りょう工事）」に参考として掲載した地質調査結果等から、本工事の施工範囲においてミソベタ部層は確認されず、ミソベタ部層への影響は生じないものと考えています。</p> <p>また、天竜川橋りょうの右岸側において実施した地質調査においてもミソベタ部層は確認されていません。この地質調査結果は、飯田市側の橋りょう工事を追加して「中央新幹線天竜川橋りょうほか新設工事における環境保全について（天竜川橋りょう工事）」を更新する際、参考として掲載します。</p>

**「中央新幹線天竜川橋りょうほか新設工事における環境保全について（高架橋工事）」
に対する助言と事業者の対応方針**

長野県からの助言	事業者の対応方針
<p>5 動物、植物、生態系</p> <p>(1) ツチガエルは非常に移動能力が低いことから、周囲に同質の環境が広がっている場合であっても影響を受けるおそれがあるため、個体が確認された場合は、周囲の生息に適した場所に移設すること。</p>	<p>本工事の環境保全措置を検討した範囲にてツチガエルが確認された場合には、周囲の生息に適した場所に移設します。</p>
<p>(2) 工事施工ヤードの周辺においてオオタカの営巣が確認されていることから、工事に当たっては、営巣の妨げにならないよう適切に配慮すること。また、飛翔確認地点が計画路線の上空に集中している猛禽類については、採餌場所が計画路線の周辺にあると考えられることから、飛翔高度も確認の上、必要に応じて追加の環境保全措置を検討すること。</p>	<p>オオタカ（喬木村ペア）については平成24年から、飛翔高度の確認も含め、継続して調査を実施しています。いずれの年も工事施工ヤードから離れた場所での営巣が確認されており、本工事による繁殖活動への影響は小さいと考えています。また、本工事の環境保全措置を検討した範囲の外側で餌運び等の行動がより多く確認されていることから、主な採餌環境は引き続き確保されと考えています。</p> <p>なお、「環境保全について」にも記載のとおり、専門家の助言を踏まえ、当該ペアは中央新幹線阿島北高架橋ほか新設工事において事後調査対象とします。</p>
<p>6 日照障害、電波障害</p> <p>工事施工ヤードが住居等に近接していることから、生活環境への影響を最大限低減するため、仮設構造物や建設機械の配置に十分配慮するとともに、完成後の構造物についての環境保全措置の効果をより具体的に示すこと。また、影響が想定される住居や農地等を明らかにした上で、具体的な配慮の内容と想定される影響について地域住民等に丁寧に説明すること。</p>	<p>工事の実施に当たっては、仮設物や建設機械の配置に配慮し、生活環境への影響の回避又は低減に努めます。</p> <p>完成後の構造物による日照障害や電波障害を低減するための環境保全措置の具体的な効果やそれらを踏まえた影響範囲については、詳細な検討や構造物の建設状況を踏ましつつ、引き続き地元自治体や地域住民の方々へ直接ご説明します。</p> <p>今後も、地元自治体や地域住民の方々へのご説明に際しては、わかりやすく丁寧な対応に努めます。</p>
<p>7 その他</p> <p>(1) 工事車両の運行に当たっては、関連工事も含めた運行台数を踏まえ、地域住民の生活環境への影響を最大限低減するとともに、一般車両や歩行者の安全確保に留意すること。</p>	<p>工事用車両の運行に当たっては、関連工事も含めた運行台数を踏まえ、地域住民の方々の生活環境への影響の回避又は低減に向け、「環境保全について」に記載の環境保全措置を確実に実施するとともに、工事説明会等で地元へご説明した安全対策を適切に実施し、一般車両や歩行者の安全確保に努めます。</p>
<p>(2) よりわかりやすい図書となるよう、他の図書の記載を引用する際にその具体的な内容を明示するなど、丁寧かつ適切な記載を行うこと。</p>	<p>環境保全計画等の作成にあたり他の図書の記載を引用する際には、必要によりその具体的な内容を明示するなど、引き続きわかりやすい図書となるよう努めます。</p>